

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により北山・十津川森林計画区について地域森林計画を変更するので、公告します。

なお、当該地域森林計画の案は、奈良県農林部林業振興課において公告の日から三十日間公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十月二十九日

奈良県知事 荒井正吾